

平成16年（行ウ）第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原告 杉並区

被告 国 ほか1名

準備書面（5）

平成17年9月14日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

被告らは、本準備書面において、本件国賠請求に係る原告の主張に対する被告ら準備書面(4)における反論について、必要と認める限度で主張を補充する。

なお、略称等は、本準備書面において初めて用いるもの以外は、従前の例による。

## 第1 「転入転出手続上の郵便費用」について

原告は、平成15年8月以後に負担した、原告に転入した住民の転入通知の郵送費用が、本件各行為による損害に当たると主張する（訴状28ページ1, 2行目）。

上記郵送費用は、住基ネットに係る住基法改正以前は、住民基本台帳事務という公の行政事務を法律に基づいて遂行するために必要とされた費用であった。しかし、住基法の改正後は、原告は住基法の規定上、原告に転入した住民の転入通知を電気通信回線を通じて送信する義務を負うものの、このような郵送の措置は、法律上予定された行為ではなくなったのであるから、上記郵送費用は、法律上の義務に基づき支出された費用ではなく、本件各行為と相当因果関係を有するものではないというべきである。

したがって、本件各行為の違法性を検討するまでもなく、原告が主張する「転入転出手続上の郵便費用」が本件各行為による財産上の損害に当たると解する余地はない。

## 第2 損害についての補足主張

原告の損害に関する主張は、結局のところ、いずれも自治事務たる住民基本台帳事務の適切な運用を図る立場にある原告が、その公の事務の遂行に要することとなった費用の負担を被告らに求めるものにほかならず、国賠法上保護された利益が侵害されたことによる財産的価値の減少を主張するものではないから、いずれの損害についての主張も主張自体失当である。

### 第3 結論

以上のとおりであって、本件国賠請求は理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。